

特集3 わが社の戦略ヘッジ商品

農林漁業金融公庫[農業ファンド]

規制緩和で期待される有望投資先の増加

編集部

農業分野で投資ファンドを設立する動きが活発になってきました。その背景には農林水産省による農業参入への規制緩和があります。規制緩和によって農業分野に参入する企業が相次ぎ、有望な投資先が増えるとの期待があるからです。そこで、農林漁業金融公庫は経営基盤の強化を図る農業法人をターゲットにした投資会社を今夏にも立ち上げるほか、食品メーカー、ベンチャーキャピタルなど民間レベルの動きも今夏にかけて活発化する見通しです。

再生ファンドのイメージが強い

日本の農業の現状は、農業者の高齢化と後継者難から耕作放棄地の増加や経営規模拡大の遅れが問題になっています。望ましい農業構造の実現を図るには、担い手である農業者への農地の利用集積などを急ぐ必要があります。このため、経営が困難となった農業者について、保有する農地や施設などの経営資源が有効に活用されるよう、関係者が当該農業者の再生または整理承継に向けた支援を行うため、2006年度から農業分野での事業再生支援機構の創設が予定されています。

農林公庫は農協などと共同で投資会社を設立、耕作面積を広げて経営規模を拡大する農業生産法人などに資金を提供していきます。

ファンドの規模は18億円を予定しています。内訳は政府出資の8億円と、農協など系統の法人からの出資金10億円です。

農林公庫の投資先は、不良資産をかかえた農業法人や農家などで、農地や栽培施設などを買い取る資金を支援するのが主目的であり、「農業再生ファンド」といったイメージの強いファンドです。農業者が離農して耕作放棄となった田畠を集約化し、生産性の高い農業者を育てるねらいがあります。経営が行き詰まり、再生不能に陥った農業者の農地や栽培施設が放置されたままにならないよう、力のある農業者へ移転させるための手助けをしようという再生ファンドであり、利益追求を優先する一般投資ファンドとは一線を画しています。

担い手、農業者の応援ファンド

事業再生の支援計画は「農業再生委員会」(次頁の支援機構概念図参照)が要となります。再生委員会のメンバーは、行政、農林公庫、農協系統、金融機関、弁護士、公認会計士などによって構成されます。経営が困難となった農業者の再生、または整理承継に向け、公正、客観的、専門的な見地から支援していくため、都道府県レベルの担い手育成総合支援協議会の下に設置される再生委員会が融資先

を判定します。

耕作放棄による田畠の荒廃や農地の切り売りなどが心配されている現在、農地の再生、団地化が最優先となっています。離農した農家の農地を借り受け、規模拡大を図る農業者が一方で増えつつありますが、農地が点在しているため、効率化が困難なといった悩みもあります。意欲のある農業者を支援し、荒れた農地を再生、大型化して食料の供給を継続させていく必要があります。再生ファンドであると同時に、農業の担い手を応援するファンドといえます。すうへん（ひきうちふくさ）

農業分野は投資先として魅力

また、農地は単に食料の供給基地という位

置づけにとどまらず、都市住民への憩いの場の提供、水、緑、大気といった環境の維持、さらに洪水など災害の防止、国土の保全といった多面的機能も持ち合わせています。農業に対する関心の高まりが、相次ぐファンド設立の動きとなって表れているようです。田園空間博物館事業など農村風景を観光資源にした観光立国を目指す政府の方針にも添った面があります。

農水省は年内にも、一般の株式会社にリース方式による農地利用を認める方針です。食品メーカーや地方の建設会社などが野菜の栽培に乗り出したり、新規参入を予定しています。事業が軌道に乗れば、株式を公開する可能性もあり、農業分野は投資先として魅力があると、注目が集まっているわけです。すうへん（ひきうちふくさ）

農業における事業再生のための支援機構概念図

